

伊総発第217号
平成22年3月19日

伊勢崎市個人情報保護審査会
会長 吉田 京子 様

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

任意代理人の資格及び死者の個人情報の開示請求について（諮問）

このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号。以下「条例」という。）第47条第2項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

条例の一部改正により、本人以外の者による開示請求権の規定を新設しましたが、そのうち、次に掲げる事項を定めるに当たり、その考え方について意見を求めるもの

- (1) 改正後の条例第13条第2項に規定する任意代理人の資格
- (2) 改正後の条例第13条第3項第3号イに規定する死者の個人情報の開示請求をすることができる配偶者等と密接に関係があると認められる情報

2 資料

別紙のとおり

任意代理人の資格・死者の個人情報の開示請求について

1 任意代理人の資格

- (1) 改正後の条例第13条第2項に規定する特別な理由は、次に掲げる場合とする。
 - ア 疾病、事故による傷病その他の身体的状況により本人が開示請求をすることができない場合
 - イ 長期の出張のため本人が開示請求をすることができない場合
 - ウ その他やむを得ない理由により直接本人が開示請求をすることができないと市長が認める場合

- (2) 特別な理由がある場合において、本人以外の開示請求をすることができる者は、次に掲げるものとする。
 - ア 本人の指名又は同意を得えられた親族及びこれに準ずる者
 - イ 本人の判断能力が欠如していると認められる場合において実質的に本人の看護又は介護を行っている配偶者（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）並びに当該本人に配偶者等がない場合にあっては当該本人の2親等内の血族及び1親等内の姻族
 - ウ 任意後見契約を締結し、その効力が生じている場合の任意後見人（成年後見人と同程度の代理権を有していると認められる場合に限る。）
 - エ その他本人と同居し、又は本人を扶養し、若しくは本人が扶養する者のうち養子その他市長が適当と認める者

2 死者の個人情報の開示請求

～配偶者等と密接に関係があると認められる情報～

改正後の条例第13条第3項第3号イに規定する実施機関が定める情報は、次に掲げる書類に記録されている情報で当該死者の死亡の事実関係又は原因に関するものとする。

- ア 診療録、看護記録、処方せん、検査記録、検査結果報告書、エックス線写真その他の診療に関する記録
- イ 介護認定に係る資料等
- ウ 伊勢崎市救急業務に関する規程（昭和17年伊勢崎市消防本部訓令第12号）第29条第1項の救急活動記録票等
- エ 伊勢崎市火災調査規程（平成21年伊勢崎市消防本部訓令第8号）に基づき作成された書類

○改正後の伊勢崎市個人情報保護条例

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は**実施機関が特別な理由があると認める者**（以下「法定代理人等」という。）**は、本人に代わって、前項の規定による開示請求をすることができる。**ただし、本人が15歳以上の未成年者であるときは、本人の同意を得なければならない。本人の同意が得られないことに合理的な理由があり、かつ、本人の利益に反しないと認められるときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる者は、実施機関に対し、死者を本人とする自己情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、第1項の規定による開示請求をすることができる。

(1) 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報

(2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報

(3) 死者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子及び父母（以下「配偶者等」という。）並びに当該死者に配偶者等がない場合にあつては当該死者の2親等内の血族及び1親等内の姻族（以下「2親等内の血族等」という。） 次に掲げる情報

ア 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族等が取得した権利又は負うこととなった義務に関する情報

イ **アに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族等と密接に関係があると認められる情報として、あらかじめ伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて実施機関が定める情報**

4 第2項の規定は、前項の規定による開示請求について準用する。